

知名町告示第 50 号

令和 7 年知名町国勢調査実施本部設置要領を次のように定めた。

令和 7 年 6 月 2 日

知名町長 今井 力夫

令和 7 年知名町国勢調査実施本部設置要領

(設置)

第 1 条 令和 7 年国勢調査（以下「国勢調査」という。）の実施にあたり、調査実施体制を整備し、国勢調査の万全を期するため、令和 7 年知名町国勢調査実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 実施本部は、企画振興課内に置き、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施本部に事務局を置き、事務局に次の班を置く。

ア 総務・指導班

イ 広報班

(2) 実施本部に次の職を置く。

ア 本部長

イ 副本部長

ウ 参与

エ 事務局長

オ 班長

(構成員)

第 3 条 本部長は、副町長をもって充てる。

2 副本部長は、総務課長をもって充てる。

3 参与は、各課（局）長をもって充てる。

4 事務局長は、企画振興課長をもって充てる。

5 総務・指導班長は、国勢調査係とし、広報班長は企画振興課職員をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、実施本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある際はその職務を代行する。

3 参与は、調査実施に協力する。

4 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を統括する。

5 各班長は、事務局長の命を受け、班の事務を処理する。

(班の事務分掌)

第 5 条 各班の事務分掌は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 総務・指導班

- ア 実施本部の運営及び総合企画に関すること。
- イ 関係機関との連絡折衝に関すること。
- ウ 調査関係書類の収受、保管及び発送に関すること。
- エ 調査結果の集計に関すること。
- オ 調査に従事する指導員及び調査員の指導に関すること。
- カ 調査票の審査、整理及び提出に関すること。
- キ 事後調査に関すること。
- ク 他の班に属さない事務に関すること。

(2) 広報班

- ア 広報宣伝に関すること。
- イ 関係機関への協力依頼に関すること。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要領は令和7年6月2日から施行し、令和8年3月31日限りで廃止する。

令和7年知名町国勢調査実施本部組織図

